奥州市上下水道事業告示第4号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、公金の徴収又は収納の事務を私人に委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月1日

奥州市長 小沢 昌記

- 委託した業務名
 奥州市水道料金収納等業務
- 2 受託者の主たる事務所の所在地及び名称 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目6番1号 第一環境株式会社東北支店
- 3 委託期間令和3年4月1日から令和8年3月31日(5年間)
- 4 徴収又は収納できる公金の範囲
 - (1) 水道料金
 - (2) 下水道使用料
 - (3) 農業集落排水施設使用料
 - (4) 市営浄化槽使用料
 - (5) 汚水処理施設使用料
 - (6) 給水装置工事に係る設計審査手数料
 - (7) 給水装置工事に係る工事検査手数料
 - (8) 給水装置工事事業者指定手数料
 - (9) その他諸収入(証明手数料、雑収益など市が指定する各種収入金)